

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月14日
【四半期会計期間】	第1期第3四半期（自 2022年10月3日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社あいちフィナンシャルグループ
【英訳名】	Aichi Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 行記
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
【電話番号】	052(262)6512(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 柳 博之
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号 株式会社あいちフィナンシャルグループ
【電話番号】	052(262)6512(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 柳 博之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		2022年度 第3四半期連結 累計期間
		(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
経常収益	百万円	54,197
経常利益	百万円	11,421
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	88,268
四半期包括利益	百万円	62,085
純資産額	百万円	318,527
総資産額	百万円	6,731,792
1株当たり四半期純利益	円	2,196.21
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	2,177.89
自己資本比率	%	4.66

		2022年度 第3四半期連結 会計期間
		(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益	円	1,680.87

(注) 1. 当社は、2022年10月3日設立のため、2021年度以前の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 当社は、2022年10月3日付で株式会社愛知銀行（以下、「愛知銀行」という。）と株式会社中京銀行（以下、「中京銀行」という。）の経営統合にともない、共同株式移転の方法により両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、愛知銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、当第3四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）の連結経営成績は、取得企業である愛知銀行の当第3四半期連結累計期間の連結経営成績を基礎に、中京銀行の当第3四半期連結会計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）の連結経営成績を連結したものととなります。なお、当四半期連結会計期間（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）は、当社設立後最初の四半期連結会計期間ですが、「第3四半期連結会計期間」として記載しております。
- 自己資本比率は、（四半期末純資産の部合計 - 四半期末新株予約権 - 四半期末非支配株主持分）を四半期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託契約代理業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当社は、当社の子会社に係る経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託及び生命保険商品の窓口販売業務を行い、公共性の高い地域金融機関としての役割を果たすため、利便性の高いより高度な金融サービスを提供しております。

証券業務として商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、社債受託及び登録業務、証券仲介業務等を行っております。

信託契約代理業務として株式会社愛知銀行の本店ほか11支店及び株式会社中京銀行の本店ほか11支店において公益信託業務、特定贈与信託業務、土地信託業務、動産設備信託業務、年金信託業務、証券信託業務を行っております。

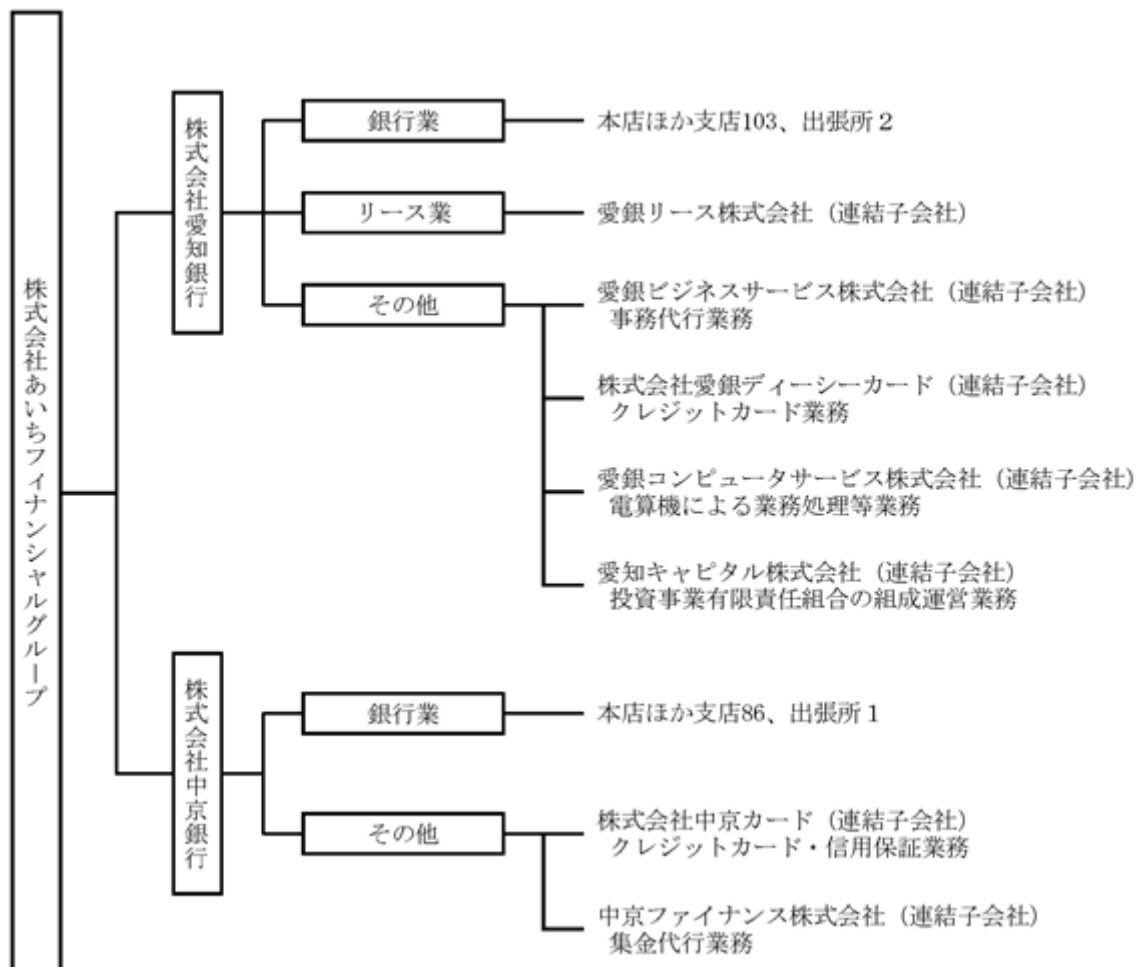
〔リース業〕

愛銀リース株式会社において、リース業務を行っております。

〔その他〕

愛銀ビジネスサービス株式会社において事務代行業務、株式会社愛銀ディーシーカードにおいてクレジットカード業務、愛銀コンピュータサービス株式会社において電算機による業務処理等業務、愛知キャピタル株式会社において投資事業有限責任組合の組成運営業務、株式会社中京カードにおいてクレジットカード業務及び信用保証業務、中京ファイナンス株式会社において集金代行業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



なお、当第3四半期連結会計期間末日現在における当社の関係会社の状況は、以下のとおりであります。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社愛知銀行	愛知県名古屋 市	18,000	銀行業	100.00	7 (7)	-	経営管理 預金取引 金銭貸借 取引関係	当社への建 物・システ ムの一部賃 貸	-
(連結子会社) 株式会社中京銀行	愛知県名古屋 市	31,879	銀行業	100.00	3 (3)	-	経営管理	当社へのシ ステムの一 部賃貸	-
(連結子会社) 愛銀ビジネスサー ビス株式会社	名古屋市 中村区	30	銀行事務サー ビス業	100.00 (100.00)	1 (1)	-	-	-	-
(連結子会社) 株式会社愛銀 ディーシーカード	名古屋市 中村区	30	クレジット カード業	88.30 (88.30)	1 (1)	-	-	-	-
(連結子会社) 愛銀リース株式会 社	名古屋市 中村区	20	リース業	46.85 (46.85)	- (-)	-	-	-	-
(連結子会社) 愛銀コンピュータ サービス株式会社	名古屋市 中村区	10	電算機による 業務処理等	100.00 (100.00)	- (-)	-	-	-	-
(連結子会社) 愛知キャピタル株 式会社	名古屋市 中区	90	投資事業有限 責任組合の組 成運営業務等	100.00 (100.00)	- (-)	-	-	-	-
(連結子会社) 株式会社中京カー ド	名古屋市東 区	60	クレジット カード業務、 信用保証業務	100.00 (100.00)	- (-)	-	-	-	-
(連結子会社) 中京ファイナンス 株式会社	名古屋市中 区	50	集金代行業務	100.00 (100.00)	- (-)	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行であります。
2. 上記関係会社のうち、株式会社中京銀行は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しております。
3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
4. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識している主要なリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 経営統合に関するリスク

当社は、株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同株式移転により設立されました。当社グループは、経営統合によりマーケットシェアの拡大やリソースの追加投入が可能となることを活かし、安定した営業基盤の拡充や収益力の向上により経営環境の変化に対応するとともに、将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築することで、当金融グループの企業価値を高め、ステークホルダーの期待に応えることを目指しておりますが、当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績及び財務状況に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下が考えられますが、これらに限定されるものではありません。

- ・ サービス・商品開発の遅れ、お客さまとの関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性。
- ・ 当社グループの経営統合に伴うサービス、商品、業務及び情報システムの見直し・統一化、並びに営業拠点・従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性。
- ・ 当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、引当金計上方針、内部統制、並びに情報開示の方針及び手続その他の基準を統一することによって、追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性。

(2) 持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分は当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当等に依存しております。一定の状況下で、銀行法及びその他法令上の規制又は契約上の制限等により当社の銀行子会社等が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社等が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等が支払えない状況が生じた場合は、当社株主へ配当を支払えなくなる可能性があります。

(3) 信用リスク

不良債権に関するリスク

当社グループは、不良債権縮減のため経営改善支援に注力しております。しかしながら、景気の動向、不動産価格の下落、当社グループの融資先の経営状況の変動等によっては、当社グループの不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼすとともに、財務状況を弱め、自己資本の減少につながる可能性があります。

貸倒引当金に関するリスク

当社グループは、貸出先の状況に応じて、担保の価値及び貸倒実績率等に基づき貸倒引当金を計上しておりますが、今後の景気の動向や貸出先の経営状況の変動及び担保価値の下落等により、実際の貸倒が見積りを上回り、貸出金償却の発生や貸倒引当金の積み増しが必要となり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

特定の取引先や特定の業種への与信の集中リスク

当社グループは、特定の取引先や特定の業種への与信の偏りを排除すべく、ポートフォリオ管理を行い、与信の分散に努めていますが、特定の取引先や特定の業種に信用力の悪化が生じた場合、与信費用が増加し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

有価証券の信用リスク

当社グループは、信用リスクを有する有価証券を保有しておりますが、これらが内包する信用リスクの上昇により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市場リスク

株価下落に伴うリスク

当社グループは、市場性のある株式を保有しております。今後、大幅に株価が下落した場合、保有株式に減損等が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金利上昇に伴うリスク

当社グループは、市場性のある債券に加え貸出等の資金運用及び預金等の資金調達を行っておりますが、これら資産と負債の金利又は期間のミスマッチングが存在している中で金利が変動することにより、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 流動性リスク

金融システムが不安定になるなど市場環境全体が悪化した場合や、当社グループの信用状況が悪化した場合には、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) オペレーショナルリスク

事務リスク

役職員の故意又は過失等により大きな賠償に繋がる事務事故、事務ミスが発生した場合、損失を被る可能性があります。当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

当社グループは、コンピュータシステムの障害発生防止やセキュリティ向上に努めておりますが、システム障害の発生、不正アクセス及びサイバー攻撃等を受けた場合、障害の規模によっては、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

人的リスク

当社グループは、労働関連法令に基づき適切な労務管理に努めておりますが、想定外の職員の流出に伴う人財不足や職員のモラル低下等により就業環境が悪化した場合、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また当社グループの安定した成長には、専門性の高い人財の確保や育成が必要ですが、十分な人財の育成や確保が進まない場合には、業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

有形資産リスク

当社グループが事業活動を行う上で所有及び賃貸中の土地、建物、車両等の有形資産について、自然災害、犯罪行為、資産管理上の瑕疵等の結果、毀損、焼失、あるいは劣化することにより業務の運営に支障をきたし、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

法務リスク

当社グループは、各種法令・規則等に従って業務を遂行しておりますが、法令等の遵守状況が不十分であった場合や、それに起因する訴訟等が提起された場合、その内容によっては行政処分を受けたり、当社グループの評価が低下し、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

風評リスク

当社グループに対して否定的、悪質な風評・風説が流布された場合、その内容の正確性に関わらず、当社グループの信用が低下し、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自己資本比率に関するリスク

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適切であるかどうか判断するための基準（2006年金融庁告示第20号）」に基づき算出しております。なお、当社グループは、海外営業拠点を有していないことから国内基準を採用しており、現行では自己資本比率を4%以上に維持することが求められています。

各種リスクの発生により自己資本比率が大幅に低下した場合、当社グループの信頼が低下し、当社グループの業務遂行や資金調達等に影響を及ぼす可能性があります。また、自己資本比率が4%を下回った場合は、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。当社グループの自己資本比率に影響を及ぼす主な要因として以下のものがあります。

- ・債務者の信用力悪化及び不良債権の処分に伴う与信関係費用の増加
- ・貸出金等リスクアセットポートフォリオの変動

- ・保有有価証券の時価下落に伴う減損処理の発生
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・その他不利益な事象の発生

(8) 退職給付債務に関するリスク

年金資産の運用利回りが低下した場合や予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付費用が増加することにより当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 固定資産の減損に関するリスク

当社グループは、固定資産の減損会計を行っておりますが、今後の経済環境の変動等によっては、新たな減損が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク

当社グループは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営戦略における重要な課題の一つとして位置づけ、組織として適時適切に対応できる態勢を構築しています。顧客受入時、受入後の各取引段階において、リスクに応じた顧客管理措置を講じており、疑わしい取引等を的確に検知・監視・分析するとともに、検知した場合には適切に対処することとしておりますが、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策が有効に機能せず、法令・規則の違反等が発生した場合には、業務停止、制裁金等の行政処分、当社グループの評価が低下し、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 金融犯罪に係るリスク

当社グループは、キャッシュカードの偽造・盗難や特殊詐欺、インターネットバンキングを標的とした預金の不正払い出し等に対して被害の発生を未然に防ぐため、顧客保護の取組及びセキュリティ強化に努めておりますが、金融犯罪の高度化・多様化により、被害を受けたお客さまへの補償、その金融犯罪防止対策に係る費用の増加等により、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報漏洩に係るリスク

当社グループは、多数の法人・個人の顧客情報を保有しています。それらの情報は各種法令・規制等に基づき万全を尽くして管理していますが、不適切な管理、外部からのサイバー攻撃その他の不正アクセス等により、重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分等により、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 競争激化リスク

当社グループが主要な営業基盤とする愛知県において、地域金融機関、メガバンク、ノンバンク等との間で競争関係にあります。他の金融機関が今後さらに積極的な営業展開を進めることにより、あるいは他の業態が当社グループの事業分野に新たに参入することにより、当社グループが競争優位を得られない場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 災害リスク

大地震や風水害等の自然災害により、当社グループの業務の全部又は一部が停止又は遅延するリスクのほか、当社グループの損害や取引先の被災による業績悪化等が、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済、企業活動の停滞や金融市場の混乱が考えられます。新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす主な要因は以下の通りです。

- ・金融市場の混乱による保有株式等の減損処理、評価損の発生及びお客さまの預かり資産の減少
- ・取引先の業績悪化等による不良債権及び与信関係費用の増加
- ・当社グループの多数の従業員が同時に罹患した場合の、業務の全部又は一部の停止又は遅延
- ・経済悪化による取引先の新規投資や商取引の減少、金融政策の変化等による収益力の低下

(16) 規制・制度の変更等に関するリスク

当社グループは、現時点における銀行法等の各種規制・制度（法律、規則、政策、実務慣行、解釈等を含む）に基づいて業務を遂行しております。将来において、銀行法等の各種規制・制度が変更された場合、当社グループの業務遂行、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 気候変動に関するリスク

気候変動に伴う自然災害や異常気象等の影響によって取引先や当社グループの事業の停滞と当社グループが保有する担保価値が毀損した場合（物理的リスク）や、脱炭素社会への移行に伴う政策や法規制への対応等（移行リスク）により取引先の経営状態が悪化した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの気候変動に関するリスクへの対応や開示が不十分であるとみなされた場合には、企業価値に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 格付に関するリスク

当社は、格付機関である㈱日本格付研究所（JCR）より「A」の格付を取得しております。今後、当社グループの収益力・資産内容の悪化により格付が引き下げられた場合、当社グループの資金調達等において影響を及ぼす可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は2022年10月3日に設立されましたので、前第3四半期連結累計期間との対比については記載しておりません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、ウイズコロナの下、景気は緩やかに持ち直しています。但し、世界的な金融引締め継続等による海外景気の下振れや、物価の上昇、供給面での制約が、景気を下押しするリスクとなっています。

愛知県を中心とした当地域につきましては、個人消費に持ち直しの動きが見られるものの、自動車関連の部品供給不足の影響が継続し、輸出と生産が足踏み状態となっていること等から、景気は総じて横ばいで推移しています。

このような状況下、当第3四半期連結累計期間の当社グループの業績は、以下のとおりとなりました。

資産の部合計は、6兆7,317億円となりました。うち、貸出金につきましては、事業性貸出等の増加を主因に4兆5,413億円となりました。また、有価証券につきましては、1兆3,940億円となりました。負債の部合計は、6兆4,132億円となりました。うち、預金につきましては、個人預金や法人預金を主体に、5兆5,623億円となりました。純資産の部合計は、3,185億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金等により541億97百万円となりました。一方、経常費用は、427億76百万円となりました。この結果、経常利益は114億21百万円となりました。また、企業結合による負ののれん発生益804億91百万円を特別利益に計上したこと等により、親会社株主に帰属する四半期純利益は882億68百万円となりました。

セグメント別に見ますと、銀行業の経常収益は470億18百万円、セグメント利益は85億26百万円となりました。リース業の経常収益は58億23百万円、セグメント利益は2億7百万円となりました。

なお、当社設立において、企業結合会計上の取得企業を株式会社愛知銀行としたため、当第3四半期連結累計期間（自2022年4月1日至2022年12月31日）の連結経営成績は、株式会社愛知銀行の当第3四半期連結累計期間の連結経営成績を基礎に、株式会社中京銀行の当第3四半期連結会計期間（自2022年10月1日至2022年12月31日）の連結経営成績を連結したものととなります。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収益は貸出金利息等により319億28百万円となり、資金調達費用は10億94百万円となり、資金運用収支は308億34百万円となりました。

役務取引等収支は、法人関連手数料及び預かり資産手数料により、61億90百万円となりました。

なお、その他業務収支は、54億85百万円の損失となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	29,292	1,541	-	30,834
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	29,737	2,202	11	31,928
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	445	660	11	1,094
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	6,130	60	-	6,190
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	9,056	99	-	9,155
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	2,925	39	-	2,964
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	3,000	2,485	-	5,485
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	6,664	258	-	6,923
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	9,664	2,743	-	12,408

(注) 1. 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は、国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引の主たるものは、為替手数料、預金・貸出関連手数料及び代理事務手数料であります。

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は91億55百万円、役務取引等費用は29億64百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	9,056	99	9,155
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	3,677	-	3,677
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	1,650	98	1,748
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	1,255	-	1,255
うち保護預り貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	98	-	98
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	2,306	0	2,307
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	68	0	69
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	2,925	39	2,964
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	-	-	-
	当第3四半期連結累計期間	161	28	190

(注) 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は、国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第3四半期連結会計期間	-	-	-
	当第3四半期連結会計期間	5,543,051	19,292	5,562,343
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	-	-	-
	当第3四半期連結会計期間	3,468,161	-	3,468,161
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	-	-	-
	当第3四半期連結会計期間	2,068,286	-	2,068,286
うちその他	前第3四半期連結会計期間	-	-	-
	当第3四半期連結会計期間	6,603	19,292	25,895
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	-	-	-
	当第3四半期連結会計期間	7,410	-	7,410
総合計	前第3四半期連結会計期間	-	-	-
	当第3四半期連結会計期間	5,550,461	19,292	5,569,753

（注）1．国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は、国際業務部門に含めております。

2．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

貸出金残高の状況

業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	-	-	4,541,373	100.0
製造業	-	-	645,944	14.2
農業，林業	-	-	2,342	0.1
漁業	-	-	376	0.0
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	2,014	0.0
建設業	-	-	321,153	7.1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	81,439	1.8
情報通信業	-	-	29,666	0.7
運輸業，郵便業	-	-	186,442	4.1
卸売業，小売業	-	-	600,769	13.2
金融業，保険業	-	-	428,373	9.4
不動産業，物品賃貸業	-	-	613,745	13.5
各種サービス業	-	-	347,772	7.7
国・地方公共団体	-	-	92,444	2.0
その他	-	-	1,188,878	26.2
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	-	-	4,541,373	

（注） 「国内」とは当社及び連結子会社であります。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

四半期連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）に記載のとおりであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当社は、2022年10月3日に共同株式移転の方式により、株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の完全親会社として設立されました。当金融グループの経営理念として経営ビジョン「VISION」を定め、金融サービスを通じ、地域社会の繁栄に貢献するとともに愛知県No.1の地域金融グループを目指してまいります。

（中期的な経営戦略）

当社は、2022年10月から2025年3月までを「第1次中期経営計画」として合併新銀行のスタートダッシュに向けた重要な準備期間と位置づけ、続く2025年4月から2028年3月までの「第2次中期経営計画」はシナジー効果の早期発現を、2028年4月から2031年3月までの「第3次中期経営計画」は合併シナジーの最大化を目指す期間としています。

当社設立から2年をめどに両行の合併およびシステム統合を実施する予定であり、第1次中期経営計画では『お客さまにダイナミックな進化を体験して頂けるコンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルの準備完了』、『コンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルでの新しい社員像の確立と必要人材の創出・育成完了』、『合併後のシナジー発現に向けた主要KPIの着実な達成』を成し遂げるため、以下の重点4戦略に取り組んでまいります。

「コンサルティング・ソリューション型ビジネスモデルへの完全移行準備」

今までになかった「商品・サービスラインナップ」「スピード感」「新しい行風・企業文化」をお客さまが合併直後から感じられる営業店・本部体制を確立してまいります。

「新ビジネスモデルに求められる人材像への社員の大規模シフト」

合併直後からお客さまの体験価値を大きく変えられる新しい人材像の確立と、合併までに戦略人材を大規模に育成・創出してまいります。

「経営の効率化によるシナジー早期発現」

スピード感のあるシステム/制度インフラ統合計画と進めるとともに、合併前での先行的な銀行内店舗共同化を推進してまいります。

「プロジェクト『6』FG設立後6か月間の集中PMI6施策」

FG設立後6か月間を最重要期間として、シナジーの早期発揮、両行の行員融和により、お客さまの期待に応えられるサービスを提供するための重点施策として取り組んでまいります。

(4) 目標とする経営指標

「第1次中期経営計画」における経営指標は以下の通りであります。

基本戦略を実践することで、各指標の達成を目指してまいります。

トップライン目標

項目	2024年度目標(百万円)
貸出金利息	36,000
役務収益	16,000
うちソリューション関連手数料	3,900

合併までの主要KPI(第1次中期経営計画)

トップラインシナジーKPI	戦略人材創出数	450人
コストシナジーKPI	店舗再編(BinB)計画数 ¹	40~50店
子銀行合併までの基盤強化KPI ²	中小企業等貸出残高増加額 ³	3,000億円
	中小企業取引メイン先増加数 ³	1,000先
	ソリューション提案増加件数 ³	650件

1 第2次中期経営計画期間で実施

2 愛知銀行・中京銀行の2行合算

3 2021年度対比

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

金融業界を取り巻く環境は、人口や企業の減少、新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立など、社会環境や産業構造が変化中、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しております。フィンテック企業等の異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなっていますが、それら企業等との提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが課題の大きなひとつであると考えています。

こうした環境認識のもと、「第1次中期経営計画」における重点4戦略を通じて、当社の経営理念を実践し、地域とともに持続的な成長を目指してまいります。

また、当社グループへの信頼を揺るぎないものとしていくため、コンプライアンス重視を第一とし、法令やルールを厳格に遵守するとともにリスク管理を徹底し、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進め、誠実かつ公正な業務運営を確立してまいります。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、内外の金融政策運営の変更により急激に金利が上昇すること、他県金融機関の当地域内への店舗展開により銀行間の競争がますます激化していること、ならびにウクライナ情勢を始めとする地政学的な要因や新型コロナウイルス感染症の再拡大が経済活動の着実な進展に悪影響を及ぼす可能性があることがあげられます。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループにおいて、当第3四半期連結累計期間に重要な資本的支出はありません。

また、当社グループの資金の流動性については、現金及び現金同等物及び国債等の売却可能な資産を十分に保有しており、適切な水準の流動性を維持していると考えております。

(9) 従業員数

当社は、2022年10月3日に株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同株式移転による両行の完全親会社として設立されました。当第3四半期連結会計期間末における当社グループの従業員は以下のとおりです。

2022年12月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	2,316 [830]	10 [10]	19 [44]	2,345 [884]

(注) 1. 従業員数は、当行グループからグループ外への出向者33人、嘱託及び臨時従業員886人を含んでおりません。なお、子銀行の執行役員16名を含んでおります。

2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、当社の連結子会社である株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行との間で、当社が各社に対して行う経営管理について、2022年10月3日付で「経営管理に関する契約」及び「経営管理手数料に関する覚書」を締結しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,116,346	49,118,011	東京証券取引所 (プライム市場) 名古屋証券取引所 (プレミアム市場)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	49,116,346	49,118,011	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、2022年10月3日に株式会社愛知銀行（以下、「愛知銀行」という。）と株式会社中京銀行（以下、「中京銀行」という。）の共同株式移転により、両行の完全親会社として設立されました。

これに伴い、両行が発行していた新株予約権は、2022年10月3日をもって消滅し、同日付で当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。なお、新株予約権の発行時における内容を記載しており、本四半期報告書提出日の前月末現在の状況は記載しておりません。

当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

(ア) 愛知銀行取締役会が決議し、当社が交付した新株予約権
株式会社あいちフィナンシャルグループ第1回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（社外取締役除く）2名
新株予約権の数	14個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 4,662株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2042年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,095円 資本組入額1株当たり548円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第2回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（社外取締役除く）7名
新株予約権の数	40個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 13,320株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2043年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,369円 資本組入額1株当たり685円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第3回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（社外取締役除く）8名
新株予約権の数	39個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 12,987株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2044年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,490円 資本組入額1株当たり745円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第4回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（社外取締役除く）9名
新株予約権の数	38個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 12,654株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2045年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり2,046円 資本組入額1株当たり1,023円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第5回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）12名
新株予約権の数	74個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 24,642株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2046年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,342円 資本組入額1株当たり671円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第6回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）10名
新株予約権の数	61個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 20,313株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2047年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,804円 資本組入額1株当たり902円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第7回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）9名
新株予約権の数	76個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 25,308株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2048年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,404円 資本組入額1株当たり702円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第8回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名
新株予約権の数	95個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 31,635株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2049年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,059円 資本組入額1株当たり530円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第9回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名
新株予約権の数	106個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 35,298株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2050年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり709円 資本組入額1株当たり355円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

株式会社あいちフィナンシャルグループ第10回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 愛知銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名
新株予約権の数	108個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 35,964株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2051年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は333株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2．新株予約権の行使の条件

（1）株式会社あいちフィナンシャルグループ第1回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2042年7月20日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2042年7月20日の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）新株予約権者が2041年7月20日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2041年7月21日から2042年7月20日

（イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

上記および（ア）は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

（2）株式会社あいちフィナンシャルグループ第2回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2043年7月19日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2043年7月19日の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）新株予約権者が2042年7月19日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2042年7月20日から2043年7月19日

（イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

上記および（ア）は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

（3）株式会社あいちフィナンシャルグループ第3回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2044年7月25日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2044年7月25日の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）新株予約権者が2043年7月25日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2043年7月26日から2044年7月25日

（イ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

上記および（ア）は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

（4）株式会社あいちフィナンシャルグループ第4回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2045年7月24日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2045年7月24日の期間内において、以下の（ア）または（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

（ア）新株予約権者が2044年7月24日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2044年7月25日から2045年7月24日

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

上記 および (ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(5)株式会社あいちフィナンシャルグループ第5回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2046年7月22日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2046年7月22日の期間内において、以下の(ア)または(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア)新株予約権者が2045年7月22日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2045年7月23日から2046年7月22日

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

上記 および (ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(6)株式会社あいちフィナンシャルグループ第6回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2047年7月21日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2047年7月21日の期間内において、以下の(ア)または(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア)新株予約権者が2046年7月21日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2046年7月22日から2047年7月21日

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

上記 および (ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(7)株式会社あいちフィナンシャルグループ第7回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2048年7月20日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2048年7月20日の期間内において、以下の(ア)または(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア)新株予約権者が2047年7月20日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2047年7月21日から2048年7月20日

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

上記 および (ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(8)株式会社あいちフィナンシャルグループ第8回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2049年7月19日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2049年7月19日の期間内において、以下の(ア)または(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア)新株予約権者が2048年7月19日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2048年7月20日から2049年7月19日

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

上記 および (ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(9)株式会社あいちフィナンシャルグループ第9回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2050年7月22日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2050年7月22日の期間内において、以下の(ア)または(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア)新株予約権者が2049年7月22日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2049年7月23日から2050年7月22日

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

上記 および (ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

(10)株式会社あいちフィナンシャルグループ第10回新株予約権

新株予約権者は、2022年10月3日から2051年7月21日の期間内において、当社、株式会社愛知銀行または株式会社中京銀行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、新株予約権者は、2022年10月3日から2051年7月21日の期間内において、以下の(ア)または(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア)新株予約権者が2050年7月21日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2050年7月22日から2051年7月21日

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

上記 および (ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)

る) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という) をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、注1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
注2に準じて決定する。

(イ) 中京銀行取締役会が決議し、当社が交付した新株予約権
株式会社あいちフィナンシャルグループ第11回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役2名、中京銀行執行役員1名
新株予約権の数	57個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 5,700株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,651円 資本組入額1株当たり826円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

株式会社あいちフィナンシャルグループ第12回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役2名、中京銀行執行役員1名
新株予約権の数	55個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 5,500株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2044年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,711円 資本組入額1株当たり856円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

株式会社あいちフィナンシャルグループ第13回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役3名、中京銀行執行役員1名
新株予約権の数	65個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 6,500株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2045年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり2,181円 資本組入額1株当たり1,091円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

株式会社あいちフィナンシャルグループ第14回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役4名、中京銀行執行役員2名
新株予約権の数	88個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 8,800株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2046年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり2,191円 資本組入額1株当たり1,096円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

株式会社あいちフィナンシャルグループ第15回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役4名、中京銀行執行役員3名
新株予約権の数	113個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 11,300株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2047年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり2,175円 資本組入額1株当たり1,088円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

株式会社あいちフィナンシャルグループ第16回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役4名、中京銀行執行役員4名
新株予約権の数	132個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 13,200株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2048年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり2,179円 資本組入額1株当たり1,090円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

株式会社あいちフィナンシャルグループ第17回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役5名、中京銀行執行役員5名
新株予約権の数	183個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 18,300株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2049年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり2,080円 資本組入額1株当たり1,040円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

株式会社あいちフィナンシャルグループ第18回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役6名、中京銀行執行役員5名
新株予約権の数	245個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 24,500株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2050年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,933円 資本組入額1株当たり967円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

株式会社あいちフィナンシャルグループ第19回新株予約権

決議年月日	2022年5月11日 中京銀行取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役6名、中京銀行執行役員5名
新株予約権の数	410個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 41,000株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年10月3日から2051年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,301円 資本組入額1株当たり651円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下付与株式数)という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権の

うち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第11回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第11回新株予約権」と読み替えるものとする。

(2) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第12回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第12回新株予約権」と読み替えるものとする。

(3) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第13回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第13回新株予約権」と読み替えるものとする。

(4) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第14回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第14回新株予約権」と読み替えるものとする。

(5) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第15回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第15回新株予約権」と読み替えるものとする。

(6) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第16回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第16回新株予約権」と読み替えるものとする。

(7) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第17回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において

て、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第17回新株予約権」と読み替えるものとする。

(8) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第18回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第18回新株予約権」と読み替えるものとする。

(9) 株式会社あいちフィナンシャルグループ第19回新株予約権

新株予約権者は、当社、株式会社愛知銀行又は株式会社中京銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

その他の条件については、株式会社中京銀行と新株予約権者との間で締結済みの「株式会社中京銀行第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」に定めるところによる。この場合において、当該契約書のうち、「株式会社中京銀行」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ」と読み替え、「株式会社中京銀行 第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）」とあるのは、「株式会社あいちフィナンシャルグループ第19回新株予約権」と読み替えるものとする。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記

(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

注2に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ウ) 当第3四半期会計期間において当社が発行した新株予約権

当社は、当第3四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権は、以下のとおりであります。

株式会社あいちフィナンシャルグループ第20回新株予約権

決議年月日	2022年11月14日 当社取締役会
付与対象者の区分及び人数	愛知銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）7名
新株予約権の数	174個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 17,400株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年12月10日から2052年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,860円 資本組入額1株当たり930円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

新株予約権証券の発行時（2022年12月9日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡りしてこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2022年12月10日から2052年12月9日の期間内において、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）の地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、2022年12月10日から2052年12月9日の期間内において、以下のまたはに定める場合（ただし、については、注3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が2051年12月9日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合

2051年12月10日から2052年12月9日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)および(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

3. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、注1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
注2に準じて決定する。

株式会社あいちフィナンシャルグループ第21回新株予約権

決議年月日	2022年11月14日 当社取締役会
付与対象者の区分及び人数	中京銀行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役除く）8名 中京銀行執行役員4名
新株予約権の数	304個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 30,400株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年12月10日から2052年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり1,860円 資本組入額1株当たり930円
新株予約権の行使の条件	（注2）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

新株予約権証券の発行時（2022年12月9日）における内容を記載しております。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2．新株予約権の行使の条件

- （1）新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- （2）上記（1）にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、注3に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- （3）その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予

約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
注2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は）、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2022年10月3日(注1)	49,092	49,092	20,000	20,000	5,000	5,000
2022年10月3日～2022年12月31日(注2)	23	49,116	20	20,020	20	5,020

(注1) 株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の両行が、株式移転により共同で当社を設立したことに伴う新株の発行であります。

(注2) 新株予約権の行使による増加であります。

(注3) 2023年1月1日から2023年2月14日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、2022年10月3日付で実施した株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行との間の株式移転に伴う2022年10月3日の株式移転効力発生日時点における株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年10月3日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,617,300	486,173	権利内容に何ら限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 475,551	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	49,092,851	-	-
総株主の議決権	-	486,173	-

(注) 2022年10月3日現在では、株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行との株式移転に際して株主に交付しなければならない株式のうち、1株未満の端数の合計数に相当する1,766株については、「単元未満株式」に含めております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

本四半期報告書提出日現在における役員の状況は、以下のとおりです。

男性13名 女性2名（役員のうち女性の比率13.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	伊藤 行記	1958年1月1日生	1980年4月 (株)中央相互銀行入行（現(株)愛知銀行） 2010年6月 同行事務統括部長 2013年6月 同行取締役業務監査部長 2015年6月 同行取締役証券外国部長 2017年6月 同行常務取締役 2019年6月 同行取締役頭取（現職） 2022年10月 当社代表取締役社長（現職）	(注)3	5,661
代表取締役副社長	小林 秀夫	1961年4月14日生	1984年4月 (株)中京相互銀行入行（現(株)中京銀行） 2015年6月 同行執行役員名古屋営業第三本部長 2017年6月 同行取締役執行役員 2019年6月 同行取締役常務執行役員 2021年4月 同行取締役頭取（現職） 2022年10月 当社代表取締役副社長（現職）	(注)3	2,700
取締役 コンプライアンス・ リスク統括部担当	藏富 宣彦	1959年2月15日生	1981年4月 (株)中央相互銀行入行（現(株)愛知銀行） 2014年6月 同行コンプライアンス統括部長 2016年6月 同行取締役コンプライアンス・リスク 統括部長 2017年6月 同行取締役監査部長 2019年6月 同行常務取締役 2021年6月 同行専務取締役（現職） 2022年10月 当社取締役（現職）	(注)3	2,997
取締役 業務統括部担当	松野 裕泰	1958年7月24日生	1982年4月 (株)中央相互銀行入行（現(株)愛知銀行） 2013年6月 同行個人部長 2015年6月 同行取締役本店営業部長 2017年6月 同行取締役審査部長 2019年6月 同行常務取締役営業本部長 2020年2月 同行常務取締役（現職） 2022年10月 当社取締役（現職）	(注)3	6,327
取締役 事務システム統括部担当	吉川 浩明	1961年10月5日生	1985年4月 (株)中央相互銀行入行（現(株)愛知銀行） 2015年6月 同行経営管理部長 2017年6月 同行執行役員総合企画部長 2019年6月 同行執行役員事務統括部長 2020年6月 同行取締役 2022年6月 同行常務取締役（現職） 2022年10月 当社取締役（現職）	(注)3	4,329
取締役 合併推進部担当	早川 誠	1962年12月15日生	1985年4月 (株)中京相互銀行入行（現(株)中京銀行） 2011年6月 同行執行役員総合企画部長 2012年6月 同行執行役員 2013年5月 同行執行役員事務統括部長 2014年5月 同行執行役員営業統括部長 2015年10月 同行執行役員 2016年3月 同行執行役員リスク統括部長 2018年4月 同行執行役員総合企画部長 2019年6月 同行常務執行役員総合企画部長 2021年12月 同行常務執行役員 2022年10月 同行取締役常務執行役員総合企画部長 （現職） 2022年10月 当社取締役（現職）	(注)3	3,015

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査部担当	鈴木 規正	1963年12月30日生	1986年4月 (株)中央相互銀行入行(現(株)愛知銀行) 2017年6月 同行経営管理部長 2018年6月 同行執行役員経営管理部長 2020年6月 同行執行役員コンプライアンス・リスク統括部長 2021年6月 同行取締役(現職) 2022年10月 当社取締役(現職)	(注)3	3,330
取締役 経営企画部担当	伊藤 謙二	1964年10月16日生	1987年4月 (株)中央相互銀行入行(現(株)愛知銀行) 2017年6月 同行証券外国部長 2018年6月 同行執行役員証券外国部長 2019年6月 同行執行役員総合企画部長 2022年6月 同行取締役(現職) 2022年10月 当社取締役(現職)	(注)3	4,662
取締役 人事総務部担当	瀬林 寿志	1967年8月20日生	1986年4月 (株)中京相互銀行入行(現(株)中京銀行) 2017年5月 同行総合企画部長 2018年4月 同行大曽根支店長 2018年10月 同行大曽根支店長兼営業統括部主席推進役 2021年1月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼営業統括部主席推進役 2021年4月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼営業推進部営業店支援グループ主席推進役 2021年11月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長 2021年12月 同行執行役員総合企画部長 2022年10月 同行取締役執行役員(現職) 2022年10月 当社取締役(現職)	(注)3	3,208
取締役 監査等委員 (常勤)	加藤 政宏	1961年12月18日生	1985年4月 (株)中央相互銀行入行(現(株)愛知銀行) 2014年6月 同行経営管理部副部長 2020年6月 同行取締役(監査等委員)(現職) 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	4,329
取締役 監査等委員	江本 泰敏	1955年1月28日生	1990年4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年3月 最高裁判所司法研修所退所 1992年4月 弁護士登録 1992年4月 不二法律事務所入所 1997年3月 不二法律事務所退所 1997年4月 江本法律事務所開設(現職) 2007年10月 名古屋家庭裁判所家事調停官(非常勤裁判官) 2009年9月 名古屋家庭裁判所家事調停官(非常勤裁判官)退任 2016年4月 愛知県弁護士会監事 2017年3月 愛知県弁護士会監事退任 2018年6月 愛知銀行取締役(監査等委員) 2022年10月 愛知銀行取締役(監査等委員)退任 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	999

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	柴田 雄己	1950年1月11日生	1973年4月 名古屋鉄道株式会社入社 2000年6月 同社東京支社長 2004年6月 同社取締役関連事業部部長 2005年7月 同社取締役鉄道事業本部副本部長兼企画管理部長 2006年7月 同社取締役経営企画部長 2007年6月 同社常務取締役 2009年6月 同社専務取締役 2010年6月 同社専務取締役鉄道事業部部長 2011年6月 同社代表取締役副社長 2012年6月 名鉄運輸株式会社代表取締役副社長 2013年6月 同社代表取締役社長 2016年6月 同社相談役 2017年6月 同社相談役退任 2019年6月 中京銀行社外取締役 2022年10月 中京銀行社外取締役退任 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	-
取締役 監査等委員	村田 知英子	1959年9月16日生	1982年4月 名古屋国税局採用 2015年7月 大垣税務署 署長 2016年7月 名古屋国税局 調査部 調査開発課長 2017年7月 同 総務部 会計課長 2018年7月 同 総務部 次長 2019年7月 名古屋中税務署 署長 2020年7月 退職 2020年8月 税理士登録、村田知英子税理士事務所開業(現職) 2022年6月 愛知銀行取締役(監査等委員) 2022年10月 愛知銀行取締役(監査等委員)退任 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	-
取締役 監査等委員	栗本 幸子	1948年5月13日生	1971年4月 愛知県庁入庁 2004年4月 愛知県監査委員事務局局長 2007年4月 愛知県愛知芸術文化センター長 2009年4月 公益財団法人あいち男女共同参画財団理事長 2011年4月 公益財団法人愛知県国際交流協会評議員(現職) 2012年4月 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事(現職) 2016年4月 愛知県行政不服審査会委員 2020年6月 中京銀行社外監査役 2022年3月 愛知県行政不服審査会委員退任 2022年10月 中京銀行社外取締役退任 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等委員	我妻 巧	1958年4月24日生	2013年4月 株式会社インテック 執行役員 第二金融ソリューション事業本部長 2015年6月 北国インテックサービス株式会社 常務取締役 総務部長 2016年6月 北国インテックサービス株式会社 代表取締役社長 2018年3月 北国インテックサービス株式会社 代表取締役社長退任 2018年4月 株式会社インテック 常務執行役員 中部地区本部長 2019年4月 株式会社インテック 常務執行役員 北陸産業事業本部長 2021年4月 株式会社インテック 顧問 2021年6月 株式会社インテック 常勤監査役(現職) 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	-
計					41,557

(注)1 所有株式数は、2022年10月3日現在の所有状況に基づき記載しております。

- 2 取締役 江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 監査等委員でない取締役の任期は、当社の設立日である2022年10月3日から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、当社の設立日である2022年10月3日から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第4【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、2022年10月3日設立のため、前連結会計年度及び前第3四半期連結累計期間に係る記載はしていません。
3. 当社は、2022年10月3日付で株式会社愛知銀行（以下、「愛知銀行」という。）と株式会社中京銀行（以下、「中京銀行」という。）の経営統合にともない、共同株式移転の方法により両行の共同持株会社として設立されました。設立に際し、愛知銀行を取得企業として企業結合会計を行っているため、当第3四半期連結累計期間（自2022年4月1日至2022年12月31日）の連結経営成績は、取得企業である愛知銀行の当第3四半期連結累計期間の連結経営成績を基礎に、中京銀行の当第3四半期連結会計期間（自2022年10月1日至2022年12月31日）の連結経営成績を連結したものとなります。なお、当四半期連結会計期間（自2022年10月1日至2022年12月31日）は、当社設立後最初の四半期連結会計期間ですが、「第3四半期連結会計期間」として記載しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自2022年10月1日至2022年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自2022年4月1日至2022年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (2022年12月31日)	
資産の部	
現金預け金	639,298
コールローン及び買入手形	530
買入金銭債権	8,628
有価証券	1,213,940,012
投資損失引当金	0
貸出金	14,541,373
外国為替	110,169
その他資産	173,461
有形固定資産	66,152
無形固定資産	2,302
退職給付に係る資産	12,128
繰延税金資産	517
支払承諾見返	18,467
貸倒引当金	25,252
資産の部合計	6,731,792
負債の部	
預金	5,562,343
譲渡性預金	7,410
コールマネー及び売渡手形	237,559
債券貸借取引受入担保金	224,685
借入金	313,934
外国為替	1,353
社債	5,000
その他負債	35,633
賞与引当金	282
退職給付に係る負債	421
役員退職慰労引当金	56
睡眠預金払戻損失引当金	234
偶発損失引当金	2,413
繰延税金負債	8,897
再評価に係る繰延税金負債	4,572
支払承諾	8,467
負債の部合計	6,413,265
純資産の部	
資本金	20,020
資本剰余金	34,368
利益剰余金	232,876
自己株式	12
株主資本合計	287,252
その他有価証券評価差額金	14,191
繰延ヘッジ損益	2,481
土地再評価差額金	8,224
退職給付に係る調整累計額	1,329
その他の包括利益累計額合計	26,227
新株予約権	549
非支配株主持分	4,497
純資産の部合計	318,527
負債及び純資産の部合計	6,731,792

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	
経常収益	54,197
資金運用収益	31,928
(うち貸出金利息)	19,886
(うち有価証券利息配当金)	11,566
役務取引等収益	9,155
その他業務収益	6,923
その他経常収益	1,619
経常費用	42,776
資金調達費用	1,094
(うち預金利息)	379
役務取引等費用	2,964
その他業務費用	12,408
営業経費	23,781
その他経常費用	2,526
経常利益	11,421
特別利益	80,520
固定資産処分益	28
負ののれん発生益	80,491
特別損失	288
固定資産処分損	103
減損損失	185
税金等調整前四半期純利益	91,652
法人税、住民税及び事業税	2,083
法人税等調整額	1,209
法人税等合計	3,293
四半期純利益	88,359
非支配株主に帰属する四半期純利益	91
親会社株主に帰属する四半期純利益	88,268

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 2022年4月1日
至 2022年12月31日)

四半期純利益	88,359
その他の包括利益	26,273
その他有価証券評価差額金	28,523
繰延ヘッジ損益	1,845
退職給付に係る調整額	404
四半期包括利益	62,085
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	61,991
非支配株主に係る四半期包括利益	94

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間(自2022年4月1日至2022年12月31日)

連結の範囲の重要な変更

当社設立に伴い、株式会社愛知銀行及び株式会社中京銀行が完全子会社となったことから、両行及びその連結子会社について、当第3四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。この結果、変更後の連結子会社の数は9社となりました。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第3四半期連結累計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期連結財務諸表への影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の損益処理年数の変更)

当社の連結子会社である株式会社愛知銀行は、退職給付に係る会計処理における、数理計算上の差異の損益処理年数について、従来、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13~14年)で損益処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当第3四半期連結累計期間より損益処理年数を12年に変更しております。

この変更に伴う四半期連結財務諸表への影響は軽微であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当第3四半期連結累計期間における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り及び当該見積りに用いた主要な仮定については、下記のとおりであります。

貸倒引当金

債務者区分の判定は、債務者の財務情報等の定量的な情報を基礎として、定性的要因等を勘案した判断を加えて決定しており、主に下記の領域において見積りの不確実性が高くなっています。

- ・債務者の将来の業績見通しを含む信用状況の把握(財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等も含む)
- ・直近の経済環境、リスク要因を踏まえた将来の見通しや過去の貸倒実績に基づく予想損失の見積り

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸倒引当金の見積りについては、新型コロナウイルス感染症拡大とこれに伴う経済活動の停滞が翌連結会計年度においてもその影響が継続するものと見込まれますが、政府の経済対策にも支えられ徐々に経済活動等は回復するものと見ております。

こうした中、引き続き、業種によっては売上減少など業績への影響が残るものと想定し、貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、影響を受けると見込まれる債務者の足許の業績悪化の状況を債務者区分に反映させ、貸倒引当金を計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

当第3四半期連結会計期間 (2022年12月31日)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	18,080百万円
危険債権額	62,879百万円
要管理債権額	8,206百万円
三月以上延滞債権額	390百万円
貸出条件緩和債権額	7,815百万円
合計額	89,167百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (2022年12月31日)
59,187百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	
償却債権取立益	6百万円
株式等売却益	5,916百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	
貸倒引当金繰入額	1,167百万円
偶発損失引当金繰入額	186百万円
株式等売却損	459百万円
株式等償却	52百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	
減価償却費	1,535百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 配当金支払額

当社は、2022年10月3日に共同株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社の定時株主総会又は取締役会において決議された金額であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月24日 定時株主総会	株式会社 愛知銀行 普通株式	2,368	220	2022年3月31日	2022年6月27日	利益剰余金
2022年11月14日 取締役会	株式会社 愛知銀行 普通株式	1,615	150	2022年9月30日	2022年12月5日	利益剰余金
2022年6月24日 定時株主総会 (注)1,2	株式会社 中京銀行 普通株式	1,866	141	2022年9月30日	2022年12月5日	利益剰余金

(注)1. 配当金の総額及び効力発生日は、2022年11月14日開催の株式会社中京銀行取締役会にて決議しました。

2. 1株当たり配当額141円は、特別配当であります。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	151,391	979	182,295
当第3四半期連結会計期間末までの変動額 (累計)					
株式移転による変動(注)	2,000	20,463			22,463
新株の発行	20	20			41
剰余金の配当			5,850		5,850
親会社株主に帰属する四半期純利益(累計)			88,268		88,268
自己株式の取得				16	16
自己株式の処分		0		1	1
自己株式の消却		981		981	-
土地再評価差額金の取崩			48		48
利益剰余金から資本剰余金への振替		981	981		-
当第3四半期連結会計期間末までの変動額 (累計)合計	2,020	20,484	81,484	967	104,957
当第3四半期連結会計期間末残高	20,020	34,368	232,876	12	287,252

(注)2022年10月3日に株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の共同株式移転により、当社が設立されたことによる変動であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	46,920	5,585	52,505	1,003	53,508	688	54,197
セグメント間の内 部経常収益	98	238	336	271	608	608	-
計	47,018	5,823	52,841	1,275	54,117	80	54,197
セグメント利益	8,526	207	8,733	199	8,932	2,488	11,421

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業、電算機による業務処理等事業、投資事業有限責任組合の組成運営業務等、信用保証業務及び集金代行業務であります。

3. 外部顧客に対する経常収益の調整額688百万円は、パーチェス法に伴う経常収益調整額であります。

4. セグメント利益の調整額2,488百万円は、パーチェス法に伴う利益調整額2,490百万円及びセグメント間取引消去であります。

5. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

6. 「第4 経理の状況」の冒頭記載3に記載のとおり、株式会社中京銀行の数値は、当第3四半期連結会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日までの3か月間)の連結経営成績を連結したものであります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

銀行業セグメントにおいて、固定資産の減損損失計上額は、当第3四半期連結累計期間においては、185百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

銀行業等セグメントにおいて、2022年10月3日付で株式会社愛知銀行と株式会社中京銀行の経営統合を行ったことにより、負ののれん発生益を計上しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては、80,491百万円であります。

3. 財又はサービスの種類別の収益の分解情報を併記した事業セグメント表

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	6,302	273	6,576	853	7,430
預金・貸出業務	1,942	-	1,942	143	2,086
為替業務	1,746	-	1,746	-	1,746
代理業務	1,417	-	1,417	-	1,417
その他	1,196	273	1,470	709	2,179
その他経常収益	65	-	65	33	98
顧客との契約から生じる経常収益	6,367	273	6,641	887	7,529
上記以外の経常収益	40,552	5,311	45,863	116	45,979
外部顧客に対する経常収益	46,920	5,585	52,505	1,003	53,508

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、事務代行業、電算機による業務処理等事業、投資事業有限責任組合の組成運営業務等、信用保証業務及び集金代行業務であります。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため記載しております。

1. 金融商品の時価等に関する事項

当第3四半期連結会計期間(2022年12月31日)

(単位:百万円)

	四半期連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	8,628	8,628	-
(2) 有価証券 その他有価証券	1,387,052	1,387,052	-
(3) 貸出金 貸倒引当金(*1)	4,541,373 23,883		
	4,517,489	4,484,238	33,251
資産計	5,913,171	5,879,919	33,251
(1) 預金	5,562,343	5,562,412	69
(2) 譲渡性預金	7,410	7,413	3
(3) 借入金	313,934	312,564	1,369
(4) 社債	5,000	5,013	13
負債計	5,888,687	5,887,404	1,283
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,543	1,543	-
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	5,356	5,356	-
デリバティブ取引計	6,900	6,900	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) ヘッジ対象である国債の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の四半期連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	当第3四半期連結会計期間 (2022年12月31日)
非上場株式(*1)(*2)	5,147
組合出資金等(*3)	1,811

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当四半期連結累計期間において、非上場株式について52百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で四半期連結貸借対照表に計上している金融商品
当第3四半期連結会計期間（2022年12月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	8,628	8,628
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	258,437	249,892	-	508,329
社債	-	330,775	59,088	389,863
株式	144,554	-	-	144,554
その他	105,048	239,256	-	344,304
デリバティブ取引				
金利関連	-	4,071	-	4,071
通貨関連	-	9,857	-	9,857
資産計	508,040	833,854	67,716	1,409,611
デリバティブ取引				
金利関連	-	14	-	14
通貨関連	-	7,015	-	7,015
負債計	-	7,029	-	7,029

(有価証券関係)

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであるため、記載しております。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

当第3四半期連結会計期間(2022年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	92,443	144,554	52,111
債券	920,447	898,193	22,253
国債	270,991	258,437	12,554
地方債	254,925	249,892	5,032
社債	394,530	389,863	4,666
その他	363,084	352,933	10,151
合計	1,375,975	1,395,681	19,706

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、28百万円(うち、社債28百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであるため、記載しております。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(注) 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

当第3四半期連結会計期間(2022年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	66,655	1,543	1,543
合 計			1,543	1,543

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は2022年10月3日に株式会社愛知銀行(以下、「愛知銀行」という。)と株式会社中京銀行(以下、「中京銀行」という。また、愛知銀行と併せて「両行」という。)の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、愛知銀行を取得企業、中京銀行を被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 中京銀行
事業の内容 銀行業

企業結合を行った理由

愛知銀行と中京銀行は、多種・多様な産業の集積地である愛知県に本店を置く地域金融機関として、その社会的使命を果たしながら、地域の皆さまに支えられることにより確固たる経営基盤を構築してまいりました。

近時では、全国的に環境問題やポストコロナなど、産業構造や社会環境が変化する中、愛知県を中心とした両行の営業圏である東海エリア(以下「当地区」といいます。)では、事業を営むお客さまの経営課題や、個人のお客さまのライフスタイルの変化等により、お客さまのニーズは高度化・多様化しており、地域金融機関としての使命・役割が増し、ビジネスチャンス拡大のターニングポイントにあると捉えております。また、フィンテック企業などの異業種から金融分野への参入により競争環境が激しくなっている一方、それらを競争相手としてだけでなく、それぞれの技術や営業基盤を活かした提携関係を構築し、銀行法の規制緩和を有効に活用するなどして、収益の柱となり得る新たな金融ビジネスを切り拓くことで、持続的な収益基盤を構築するとともに、地域金融機関として地域社会に貢献していくことが求められています。

こうした経営環境及び経営課題を両行が認識し、拡大が見込まれる当地区の肥沃なマーケットにおいて、隣県を含む他の金融機関との競争が激化する中、今後も地域の皆さまの期待に応え続けるためには、永年にわたり当地区で営業基盤を築き上げてきた両行の経営資源や強みを活かし、都市型の金融機関同士の経営統合を実現させ、突出したプレゼンスを発揮することにより競争力を高め、高度な金融サービスを提供し続けることが、両行のステークホルダーの皆さまの発展に貢献するための最適な選択であると判断いたしました。

企業結合日

2022年10月3日

企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

結合後企業の名称

株式会社あいちフィナンシャルグループ(以下、「あいちフィナンシャルグループ」という。)

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素に基づいております。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2022年12月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日に交付したあいちフィナンシャルグループの普通株式の時価	22,463百万円
企業結合日に交付したあいちフィナンシャルグループの新株予約権の時価	244百万円
取得原価	22,708百万円

(4) 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数

株式の種類別の移転比率

- (イ) 愛知銀行の普通株式1株に対し、あいちフィナンシャルグループの普通株式3.33株
- (ロ) 中京銀行の普通株式1株に対し、あいちフィナンシャルグループの普通株式1株

算定方法

愛知銀行はみずほ証券株式会社に、中京銀行は野村證券株式会社に、第三者算定機関として株式移転比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、株式移転比率について合意・決定いたしました。

交付株式数

普通株式 49,092,851株

(5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

負ののれん発生益の金額

80,491百万円

発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	円	2,196.21
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	88,268
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	88,268
普通株式の期中平均株式数	千株	40,191
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円	2,177.89
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	-
普通株式増加数	千株	338
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 普通株式の期中平均株式数は、当社が2022年10月3日に共同株式移転により設立された会社であるため、会社設立前の2022年4月1日から2022年10月2日までの期間については、株式会社愛知銀行の期中平均株式数に株式移転比率を乗じた数値を用いて計算し、2022年10月3日から2022年12月31日までの期間については、当社の期中平均株式数を用いて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月14日

株式会社あいちフィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池ヶ谷 正

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あいちフィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あいちフィナンシャルグループ及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。